『よくわかる会社法 入門講座』 訂正のお知らせとお詫び

このたびは、当社書籍をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。 本書に訂正箇所がございましたので、お知らせをするとともに深くお詫び申し上げます。

ページ	訂正内容	
	【誤】	【正】
p. 37 下から 7 行目	(2) 確定的効力	(1) 確定的効力
p. 41 2 行目	(1) 振替株式制度とは	(1) <u>株式振替</u> 制度とは
p. 52 9 行目	~上場会社は 2,443 社(7.6%)、~	〜上場会社は 2,443 社(<u>70.6%</u>)、〜
p. 70 図表(上段) 見出し	※取締役設置会社	※<u>取締役会</u> 設置会社
p. 77 図表(上段)	①普通決議 決議要件:3分の2以上	①普通決議 決議要件: <u>過半数</u>
p. 159 下から 2 行目	〜なお、このような配当は、事業年度の 途中で行われることから、中間配当と呼 ばれています。	このような配当は、実務上、中間配当と呼ばれています。さらに、会計監査人設置会社においては、定款に定めを置くことにより、取締役の任期が 1 年以内であることや計算書類の内容が適正であることなどの一定の要件を満たす場合は、取締役会決議により、いつでも、回数の制限なく剰余金の配当を行うことが可能です(会社 459条)。多くの上場会社でもこの制度を導入しており、四半期ごとに配当している事例もあります。この四半期ごとに行う配当は、実務上、四半期配当と呼ばれています。なお、いずれの方法による場合も、既に述べたとおり、分配可能額(会社 461条1項8号)を超えて配当を行うことはできません。
p. 180 図表	 簡易分割 →当事会社にとっ て小規模な分割 承継会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 簡易分割 →当事会社にとっ て小規模な分割 承継会社… … … …

株式会社ビジネス教育出版社 (よくわかる会社法 初1/2015.12)